

1人に1つ番号が配られます

マイナンバー制度

マイナンバーは、住民票を持つ人に12桁の番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

始まるマイナンバー制度
まずはカードが届きます

平成27年10月から12月にかけて、全国の家庭に12桁の番号「マイナンバー」が記載された「通知カード」が順々に郵送されます。

通知カードの表面には、氏名、住所、生年月日、性別とマイナンバーが記載されています（下にカードのイメージ画像を掲載）。通知カードを紛失した場合は、再発行の手続きが必要で、手数料もかかりますので大切に保管ください。

通知カードの送付先は「住民票に登録されている住所」。転送はされません。住んでいる場所と住民票の住所が違う場合は、受け取れないというケースも考えられます。住民票の住所を確認し、異なる場合は、10月2日までに住所異動届出をしてください。

また、さまざまな手続きなどで使えるICチップが搭載された便利な「個人番号カード」の交付申請書も同封されていますのでこちらも確認ください（個人番号カードの詳細は6ページに掲載しています）。



通知カードのイメージ

通知が届かない場合は
市民課へ連絡ください

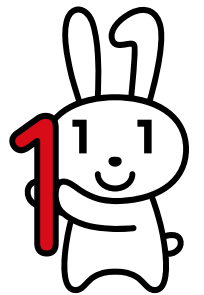
通知カードは、10月から12月にかけて、簡易郵便書留で、順次全国の世帯ごとに郵送されます。「なかなか届かない」という場合は、まずご家族が受け取られていないか確認ください。

また、宛先不明などの場合には市役所に返戻されます。市民課で保管していますので問い合わせください（連絡先は下記）。

3つの分野で利用
情報の連携スムーズに

マイナンバーは、平成28年1月から、社会保障・災害対策の3つで利用が始まります。まずは国の行政機関と地方自治体が管理している個人情報（この整理などを行います）の連携がスムーズになり、行政の効率化や、住民の皆さんの手続きなどが簡単になるなどのメリットが生まれます（左表参照）。

問い合わせ
【マイナンバーに関すること】
・マイナンバーコールセンター
Tel 0570-20-0178
【通知カードに関すること】
・市民課
Tel 23-1112



「マイナちゃん」

3 マイナンバーの 3つのメリット

1 公平・公正な社会の実現 不正受給の防止

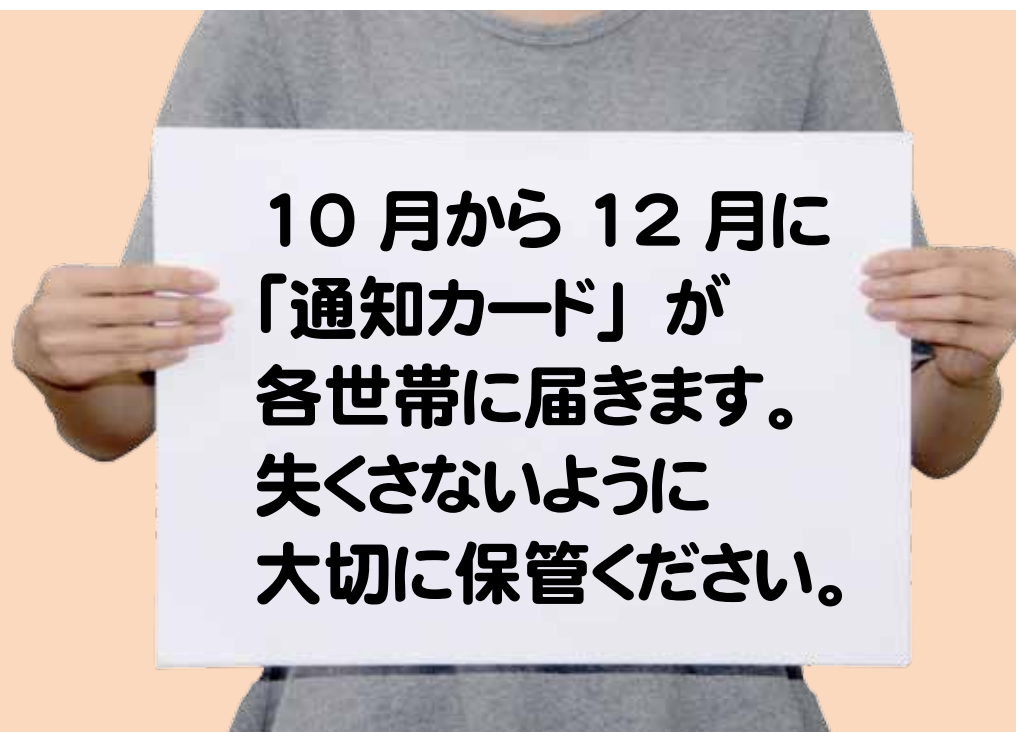
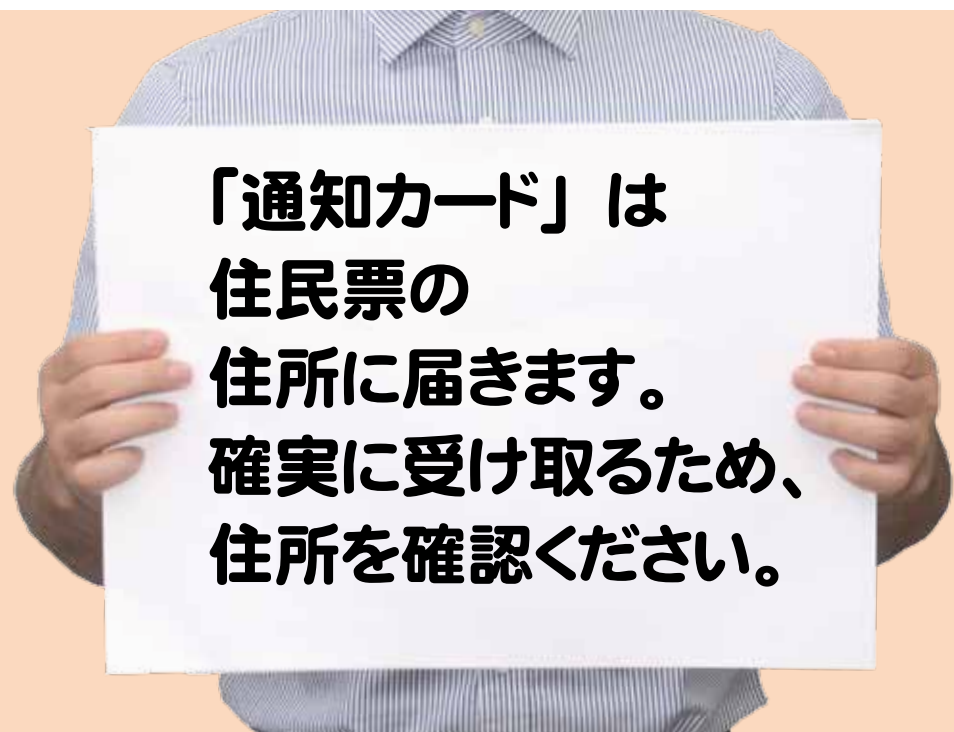
所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができます。

2 行政の効率化 手続きが正確で迅速に

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に軽減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が少なくなります。

3 国民の利便性の向上 面倒な手続きが簡単に

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ることができるようになります。



マイナンバー導入にむけた準備

- ①マイナンバーを適正に扱うための社内規定づくり
- ②マイナンバーに対応したシステムの開発や改修
- ③特定個人情報の安全管理措置の検討
- ④社内研修・教育の実施

個人番号関係事務を行うときは、従業員本人からあらかじめ番号を収集する必要があります。

従業員の番号の収集は利用目的の明示を

具体的には、平成28年1月以降に雇用する短期アルバイトへの報酬、講演の講師への報酬や退職所得の源泉徴収などの場合に、早速、番号の取得・本人確認などの事務が順次始まることとなります。

管理の方法については、国の第三者機関「特定個人情報保護委員会」のホームページにあるガイドラインを確認するか、関与先の税理士、社会保険労務士などに相談してください。

トピックス2

事業所は早めの準備が必要です

従業員のいる事業所が制度導入に伴い準備することを説明します

事務は主に3つ 来年1月から順次開始

- ①源泉徴収票などに記載
- ②証券会社や保険会社など、法定調書に記載
- ③厚生年金の裁定請求のときに、年金事務所に提示

事業者は利用目的を本人に明示する必要があります。また、なりすましなどを防ぐために、本人確認を行ってください。本人確認では、正しい番号であること（番号確認）と正しい持ち主であること（身元確認）を確認ください。

重要な個人情報です 適切に管理ください

収集したマイナンバーは個人情報保護のために、適切な安全管理が義務付けられています。制度が始まる前に、安全管理できる状態であるか確認し、準備をお願いします。

トピックス1

電子申請に便利 個人番号カード

申請をした人に無料で交付する 個人番号カードを紹介します



個人番号カードのイメージ

無料で取得できます 有効期限は10年

通知カードと一緒に個人番号カードの申請書も送られてきます。郵送または、インターネットなどで申請した人には、平成28年1月以降、個人番号カードが無料で交付されます。カードの有効期限は、20歳以上は10年、20歳未満は5年となっています。また、個人番号カードを受け取る際には、通知カードは返納することになりますのでお気をつけください。

本人確認での利用に 電子申請もできます

個人番号カードには、本人の写真が表示されるため、本人確認の身分証明書として利用できます。また、カードにはICチップが搭載されています。このICチップには、公的個人認証の電子証明書が記録されていますので、

インターネットを通じて国税電子申告・納税システム（e-tax）などの各種電子申請を行うことができます。

個人情報を守られます

個人番号カードに搭載されるICチップには、電子申請のための電子証明書は記録されませんが、所得の情報や病気の履歴などの個人情報は記録されていません。そのため、個人番号カード1枚からすべての個人情報が分かってしまうことはありません。

住基カードの発行終了 期限まで利用できます

個人番号カードの開始とともに、住基カードの発行が終了となります。平成27年12月までに発行された住基カードについては、有効期間内は引き続き利用することができます。

個人情報って大丈夫なの？

マイナンバーを安心・安全に利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための対応をしています。

使いません

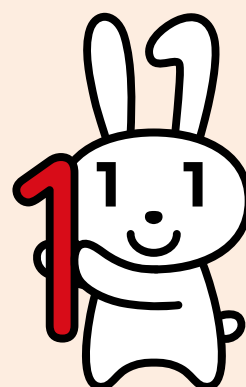
- システムにアクセス可能な人を制限・管理し、通信する場合は暗号化します
- 不正・不適切な照会・提供が行われていないかを自分で確認できるようにします

制度面の対応

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集するときには本人確認を義務付けています
- マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視、監督します
- 法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています

システム面の対応

- 年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理し、芋づる式の情報漏えいを防ぎます
- 行政機関間でのやりとりでは、マイナンバーを直接



個人情報の保護は徹底しているのでご安心ください。

専門家に聞きました



南九州税理士会 ありもり かずよし 有森 和良さん

関係してくる事務の確認と 安全管理への準備が必要です

マイナンバー制度が導入されるにあたり、事業所としては、主に次の2点に重点を置いて準備する必要があります。

- 1つ目に、どのような事務で関わりが出てくるか確認すること。具体的には、厚生年金・健康保険・雇用保険のそれぞれの被保険者取得届の作成や、税務当局に提出する申告書、申請書・届出書、源泉徴収事務にかかる法定調書などです。
- 2つ目に、個人の大切な情報であるため、安全管理に努める必要があるということ。安全管理を行う方法として、「事務所内の事務責任者や取扱担当者を決める」、「作業を行う場所や書類の保管方法を見直す」、「取扱担当者への教育、監督」などが考えられます。